

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文 目次

○ 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年六月十四日法律第五十号）（抄） ..... 1

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年六月十四日法律第五十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。